

## 地域コンテンツ研究会規約

制定 2012年9月1日

最終改正 2019年3月9日

補記（役員一覧の修正） 2024年10月4日

### （名称）

第1条 本会は、「地域コンテンツ研究会」（以下、「本会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本会は、近年の文学、映像などの表象文化の諸作品、いわゆるコンテンツ作品と地域性に関するさまざまな研究を発展させ、当該研究に関心を持つ国内外の研究者およびその他の者の交流ならびに協力の促進に寄与することを目的とする。

### （所在地）

第3条 本会の所在地は、会長の居所とする。

### （会員の要件）

#### 第4条

1. 本会の目的に賛同する個人は、本会の会員になることができる。
2. 本会の会員となるには、本会の会員である者の推薦を受け、理事会において承認を受けなければならない。

### （会員の権利）

第5条 本会の会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の研究会において研究報告する権利。
- (2) 本会が企画するプログラム、事業などに参加する権利。
- (3) 本会の総会に出席し、自由に発言し、かつ議決に参加する権利。

### （会員の責務）

第6条 本会の会員は、次の責務を果たさなければならない。

- (1) 別に定める会費を納付すること。
- (2) 本会の趣旨に合致する研究成果を発表した場合には、本会に通知すること。

### （会員の退会および除名）

#### 第7条

1. 本会からの退会を希望する会員は、速やかに事務局に通知しなければならない。
2. 会員が次のひとつに該当すると判断される場合は、総会において当該会員の除名を決議することができる。
  - (1) 会費を正当な理由なく1年以上納付しない場合。

(2) その他本会の会員としての立場を継続しておくことが適当でないと判断される場合。

(本会の事業)

第8条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) コンテンツ作品における地域表象についての研究
- (2) 地域文化とコンテンツ作品の関係性についての研究
- (3) その他コンテンツ作品と地域性に関する研究
- (4) 研究会の開催
- (5) 本会の目的に寄与すると判断される外部講師を招聘しての講演会、討論会などの事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要と判断される事業

(本会の運営)

第9条 本会の運営は、会員で構成される総会を通じて行われ、その意思決定がなされる。

(本会の役員およびその職責)

第10条

1. 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 理事（若干名）
- (3) 事務局（1名）

2. 会長は、本会を主宰するとともに、総会を招集し、その議長となる。

3. 理事は、会務を処理し、会長が前号の業務を行えないとき、その1名が会長を代行する。

4. 事務局は、本会の事業および運営のために必要な事務作業を行う。

(役員を選任および任期)

第11条

1. 役員は、本会の会員の中から、会員による選挙により総会において選任される。

2. 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 役員が任期途中で交替することになった場合は、新任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条

1. 総会は、原則として毎年2回開催する。

2. 総会の開催日は、研究会が行われる日とする。

3. 総会開催の定足数は、会員全員の過半数とする。

4. 総会の議事は、当該総会に出席した会員（委任状による出席の会員を含む。）の過半数の賛成によって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第 19 条および第 20 条に定める決議は、例外とする。
5. 会長は、緊急の必要があるときは、理事とともに緊急の会議を招集することができる。ただし、緊急の会議で最終決定を行ってはならず、その開催日、理由および内容について遅滞なく会員に報告しなければならない。

第 13 条 総会の決議事項は、次の通りとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 予算ならびに決算
- (3) 事業計画
- (4) 会員の除名
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

（理事会）

第 14 条

1. 理事会は、会長または理事の半数以上が必要と認めたとき、会長が招集する。
2. 理事会の定足数は、会長および理事の過半数とする。
3. 理事会の議事は、出席者（委任状による出席の会員を含む。）の過半数の賛成によって決し、可否同数のときは議長が決する。

（研究会）

第 15 条

1. 研究会は、原則として毎年 2 回開催する。
2. 研究会の開催日は、原則として毎年 9 月及び翌年 3 月とする。ただし、次回の研究会の開催については、必ず前回の総会において具体的に検討するものとする。

（地域支部）

第 16 条

1. 本会の下部組織として、地域支部を設けることができる。
2. 地域支部については、支部設立発起人の提起のもと、総会で設置を議決する。
3. 地域支部運営の詳細については、別途これを定める。

（会計）

第 17 条

1. 本会の経費は、会費、補助金その他の収入を充てる。
2. 本会の経理は、事務局がこれを行う。

3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第18条

1. 本会の会費年額については、総会でこれを議決する。
2. 会費については、特例を設けることができる。
3. 既納の会費、寄付金等は払い戻さない。

(会則の改正)

第19条 この規約を改正するには、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成をもって決議しなければならない。

(細則)

第20条 本会の解散は総会および理事会で3分の2以上の賛成が得られた場合、これを行うことができる。

第21条 本会解散の場合、清算の結果生じた残余の処分は総会の決議による方法によって行う。

第22条 この規約に定めるものの他、本会に関する必要な事項は、総会が定める。

附則

1. この規約は、2012年9月1日から施行する。
2. この規約の改正は、2019年3月9日から施行する。
3. 2019年4月1日より、会費は次の通りとする。

(1) 正会員 年間3,000円

(2) 学生会員 年間1,000円

以上

備考 役員一覧(2024年4月1日~2025年3月31日)

会長(1名) 近藤周吾

理事(若干名) 大石玄、近藤周吾、谷口重徳、風呂本武典、横濱雄二

事務局(1名) 大石玄